

砥部町一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書提出要領

平成18年10月30日

砥部町告示第96号

（趣旨）

第1条 この告示は、砥部町入札参加業者資格審査規程（平成18年砥部町告示第95号。以下「資格審査規程」という。）第2条の規定に基づき、一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出に関し、必要な事項を定めるものとする。

（申請者の資格）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、申請の資格がないものとする。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者
- （3）税の滞納がある者。ただし、徴収猶予を受けている者を除く。

（申請の受付期間）

第3条 申請書の受付期間は、11月1日から2月末日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）とし、2年毎に行うものとする。ただし、新規、更新及び変更に係る申請については、随時受け付けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めたときは、その都度資格の基本事項等を公示し、その期間を定めて申請書を提出させることができる。

（申請の分類）

第4条 申請は別表第1に掲げる分類毎の申請書を提出するものとする。

（添付書類及び提出方法）

第5条 申請書には別表第2に掲げる書類を添付し（重複する書類は省略する。）、一つのフォルダにまとめて、提出しなければならない。

2 提出方法は、入札担当課窓口への持参又は郵送（受付票等で返信が必要な場合は、返信用封筒、受付票及び切手或いはハガキ等を同封する。）とする。

（変更などの届出）

第6条 資格審査規程第4条の規定により資格を有すると認められた者は、次の各号に掲げる事項について変更があったとき又は資格を有すると認められた営業種別に係る事業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかに競争参加資格審査申請書変更届（様式6）に別表第3に掲げる書類を添付し届けなければならない。

- （1）商号又は名称
- （2）本社又は営業所（委任先）若しくは個人事業者の事業所の所在地
- （3）代表者の氏名
- （4）その他の事項（支店、営業所・代理人・印鑑・許認可・資本金・経営事項）関係等

附 則 （平成20年12月15日告示第101号）

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 （平成22年10月18日告示第135号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 （平成24年11月1日告示第116号）

この告示は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 （平成28年11月18日告示第155号）

この告示は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 （平成30年10月12日告示第138号）

この告示は、公表の日から施行し、平成31・32年度の入札参加資格審査申請から適用する。

附 則 （令和4年11月25日告示第196号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 （令和6年9月20日告示第194号）

この告示は、公表の日から施行し、令和7・8年度の入札参加資格審査申請から適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 分 類 表

分類 番号	分 類 名	申 請	申 請 書
1	建設工事	砥部町が発注する建設工事に係る申請	【総務省標準様式】 様式 1 (共通様式) 様式 2－1 様式 2－2
2	測量・建設 コンサルタント等	砥部町が発注する建設工事に付随する測量、調査 又は設計等建設コンサルタント等の業務委託に係 る申請	【総務省標準様式】 様式 1 (共通様式) 様式 3－1 ①②③ 様式 3－2
3	業務委託	砥部町が発注する清掃、施設管理又は運搬等役務 を提供する業務委託に係る申請	【総務省標準様式】 様式 1 (共通様式) 様式 4－1 ①② 様式 4－2
4	物 品 等	砥部町が発注する物品の買入れ又は借入れ若しく は印刷等製造の請負に係る申請	

別表第2（第5条関係）

砥部町入札参加資格申請添付書類

- 1 砥部町入札参加資格申請に添付する書類は、次に掲げる建設工事、測量・建設コンサルタント等、業務委託及び物品等の表に掲げるとおりとする。
- 2 この表において「町内業者」とは、次に掲げる要件に全て該当するものをいう。
 - （1） 提出された入札参加資格申請書の住所が砥部町の者（本社、本店が砥部町にある者）
 - （2） 事務所（臨時的に設置された事務所を除く。）にその住所を示す看板、表札等を表示し、かつ町民税（法人町民税を含む。）の納税義務を有する者
 - （3） 代表者が、町と直接的に契約を締結できること。
 - （4） 営業活動を行える、人的配置及び設備設置等がされていること。
- 3 この表において「準町内業者」とは、次に掲げる要件に全て該当し、現地調査により町長が認めたものをいう。
 - （1） 建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の許可を有する支店又は営業所等（以下「営業所等」という。）に、その住所を示す看板、表札等を表示し、かつ町民税（法人町民税を含む。）の納税義務を有する者
 - （2） 営業所等の長が、代表者から委任を受け、町と直接的に契約を締結できること。
 - （3） 営業活動を行う従業員（建設工事にあつては、管理責任者及び専任技術者を含む。）が常駐し、常に連絡が取れる体制になっていること。
 - （4） 営業所等の事務所が、事業所としての形態を整えており（いわゆる作業所及び倉庫等を除く）、事務ができる設備（机、椅子、複写機等の事務用機器及び電話、ファクシミリ等の通信用機器）が設置されていること。

1 建設工事

添付書類		注意事項
1	建設業許可証明書の写し	建設業許可の更新中の場合は、更新申請書の写しを添付し、更新後にその写しを提出する。
2	工事経歴書	(1) 様式2-3（それに準ずるものも可） (2) 希望する業種毎に提出する。（過去2年間程度の官公庁実績が望ましい。）
3	委任状	専任の技術者を置く営業所等に、取引について委任する場合に提出する。（様式自由）
4	経営事項審査結果通知書の写し	(1) 審査基準日が申請日の1年7箇月以内のもの。 (2) 申請中の場合は、経営事項審査申請書の写しを添付し、審査終了後速やかにその写しを提出すること。
5	商業登記簿謄本	法人の場合（写しでも可）
6	身分証明書	個人事業所の代表者（写しでも可）
7	代表者印鑑証明書又はその写し	
8	使用印鑑届	様式5（それに準ずるものも可）
9	直前1年の納税証明書又はその写し	(1) 個人の砦部町税（町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）（町内業者、準町内業者の代表者及び営業所の代表者が町内に在住する場合） (2) 法人の砦部町税（法人町民税、固定資産税及び軽自動車税）（町内業者、準町内業者に該当する法人の場合） (3) 法人税（法人の場合（その3の3）） (4) 所得税（個人事業者の場合（その3の2）） (5) 消費税及び地方消費税（個人事業者（その3の2）及び法人の場合（その3の3））
10	本社又は営業所（委任先）若しくは個人事業所の案内図	(1) 町内業者、準町内業者に該当する場合に提出する。 (2) 様式自由（住宅地図等の写し可）
11	技術者名簿	(1) 町内業者、準町内業者に該当する場合に提出する。 (2) 様式2-4
12	その他必要書類	その他町長において特に必要と認めた書類

2 測量・建設コンサルタント等

添 付 書 類		注 意 事 項
1	業態調書	様式3-3
2	登録証明書の写し	営業に関し、法律上必要とする登録証明書の写し
3	測量等実績調書	(1) 様式3-4（それに準ずるものも可） (2) 希望する業種毎に提出する。（過去2年間程度の官公庁実績が望ましい。）
4	委 任 状	専任の技術者を置く営業所等に、取引について委任する場合に提出する。（様式自由）
5	直前2年の財務諸表類の写し	貸借対比表、損益計算書等（個人事業所の場合は、決算書又は申告書の写しでも可）
6	代表者印鑑証明書又はその写し	
7	使 用 印 鑑 届	様式5（それに準ずるものも可）
8	直前1年の納税証明書又はその写し	(1) 個人の砵部町税（町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）（町内業者、準町内業者の代表者及び営業所の代表者が町内に在住する場合） (2) 法人の砵部町税（法人町民税、固定資産税及び軽自動車税）（町内業者、準町内業者に該当する法人の場合） (3) 法人税（法人の場合（その3の3）） (4) 所得税（個人事業者の場合（その3の2）） (5) 消費税及び地方消費税（個人事業者（その3の2）及び法人の場合（その3の3））
9	商業登記簿謄本	法人の場合（写しでも可）
10	身 分 証 明 書	個人事業所の代表者（写しでも可）
11	技 術 者 経 歴 書	(1) 様式3-5（それに準ずるものも可） (2) 技術職員の有資格状況が分かるもの
12	登録規定に基づく現況報告書	(1) 国土交通省提出書の写し（確認されているもの） (2) 添付書類2～5、11の書類に代えて提出することができる。
13	本社又は営業所（委任先）若しくは個人事業所の案内図	(1) 町内業者、準町内業者に該当する場合に提出する。 (2) 様式自由（住宅地図等の写し可）
14	その他必要書類	その他町長において特に必要と認めた書類

3 業 務 委 託

添 付 書 類		注 意 事 項
1	営業許可・資格証明書等の写し	営業に関し、法律上必要とする資格や許可、認可、登録等の証明書の写し
2	業 務 経 歴 書	(1) 様式4-3（それに準ずるものも可） (2) 希望する業種毎に提出する。（過去2年間程度の官公庁実績が望ましい。）
3	委 任 状	営業所等取引について委任する場合に提出する。（様式自由）
4	直前2年の財務諸表類の写し	貸借対比表、損益計算書等（個人事業所の場合は、決算書又は申告書の写しでも可）
5	代表者印鑑証明書又はその写し	
6	使 用 印 鑑 届	様式5（それに準ずるものも可）
7	直前1年の納税証明書又はその写し	(1) 個人の砦部町税（町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）（町内業者、準町内業者の代表者及び営業所の代表者が町内に在住する場合） (2) 法人の砦部町税（法人町民税、固定資産税及び軽自動車税）（町内業者、準町内業者に該当する法人の場合） (3) 法人税（法人の場合（その3の3）） (4) 所得税（個人事業者の場合（その3の2）） (5) 消費税及び地方消費税（個人事業者（その3の2）及び法人の場合（その3の3））
8	商業登記簿謄本	法人の場合（写しでも可）
9	身 分 証 明 書	個人事業所の代表者（写しでも可）
10	本社又は営業所（委任先）若しくは個人事業所の案内図	(1) 町内業者、準町内業者に該当する場合に提出する。 (2) 様式自由（住宅地図等の写し可）
11	その他必要書類	その他町長において特に必要と認めた書類

4 物 品 等

添 付 書 類		注 意 事 項
1	営業許可・資格証明書等の写し	営業に関し、法律上必要とする資格や許可、認可、登録等の証明書の写し
2	納 入 経 歴 書	(1) 様式4-3（それに準ずるものも可） (2) 希望する業種毎に提出する。（過去2年間程度の官公庁実績が望ましい。）
3	委 任 状	営業所等取引について委任する場合に提出する。（様式自由）
4	直前2年の財務諸表類の写し	貸借対比表、損益計算書等（個人事業所の場合は、決算書又は申告書の写しでも可）
5	代表者印鑑証明書又はその写し	
6	使 用 印 鑑 届	様式5（それに準ずるものも可）
7	直前1年の納税証明書又はその写し	(1) 個人の砵部町税（町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）（町内業者、準町内業者の代表者及び営業所の代表者が町内に在住する場合） (2) 法人の砵部町税（法人町民税、固定資産税及び軽自動車税）（町内業者、準町内業者に該当する法人の場合） (3) 法人税（法人の場合（その3の3）） (4) 所得税（個人事業者の場合（その3の2）） (5) 消費税及び地方消費税（個人事業者（その3の2）及び法人の場合（その3の3））
8	商業登記簿謄本	法人の場合（写しでも可）
9	身 分 証 明 書	個人事業所の代表者（写しでも可）
10	本社又は営業所（委任先）若しくは個人事業所の案内図	(1) 町内業者、準町内業者に該当する場合に提出する。 (2) 様式自由（住宅地図等の写し可）
11	その他必要書類	その他町長において特に必要と認めた書類

別表第 3（第 6 条関係）

変 更 事 項		添 付 書 類
1	商号又は名称	登記簿謄本（写しでも可）
2	所 在 地	登記簿謄本（写しでも可）
3	代 表 者	登記簿謄本（写しでも可） 身元証明書（個人事業所の場合。写しでも可）
4	支店、営業所等	開設届の写し 営業所一覧 建設業変更届の写し（建設工事関係）
5	代 理 人	委任状 身元証明書（個人事業所の場合。写しでも可）
6	代理人所在地	委任状
7	実印、使用印	代表者印鑑証明書（写しでも可） 使用印鑑届
8	許認可事項	許認可証明書の写し
9	代理店関係	代理店証明書の写し
10	資 本 金	登記簿謄本（写しでも可）
11	連絡先(電話・FAX 等)	
12	経 営 事 項	経営事項審査結果通知書の写し（建設工事関係） 経営事項審査の有効期限日は 1 年 7 か月です。 毎年、更新したものの提出が必要です。 本町に提出されていないと有効期限が切れているとみなし、入札に参加できません。
13	そ の 他	変更事項が証明できるもの

※変更届は、様式 6 を使用する。